

# 第 1 9 7 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

## 第197回組合会会議録

令和3年6月14日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「エリーゼ」において第197回組合会を開催した。

### 組合会の目的である事項

- 報告第1号 千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について
- 報告第2号 令和2年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について
- 議案第1号 令和2年度決算の認定について
- 議案第2号 千葉県市町村職員共済組合貸付規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 貸付債権保全事業に係る債権放棄について

招集年月日 令和3年6月14日  
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（6名）

- 1番 渡 辺 芳 邦
- 7番 太 田 洋
- 9番 神 谷 俊 一
- 11番 相 川 勝 重
- 15番 岩 田 利 雄
- 19番 小 坂 泰 久

市町村長以外の議員（9名）

- 2番 平 野 寛
- 4番 吉 川 正 樹
- 6番 伊 藤 成 司
- 8番 須 藤 和 人
- 10番 大阿久 大 輔
- 12番 青 木 賀 一
- 16番 関 口 正 樹
- 18番 松 本 孝 則
- 20番 柳 澤 広 司

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（5名）

- 3番 井 崎 義 治
- 5番 宮 本 泰 介
- 13番 星 野 順一郎
- 14番 千 原 秀 樹

## 17番 内田悦嗣

委任を受けた議員は、次のとおりである。（2名）

7番 太田 洋（委任者4名）

8番 須藤 和人（委任者1名）

学識経験監事である佐藤晴邦は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	五木田 雅 之
事務局次長兼出納長	多 田 芳 子
事務局次長兼監査室長兼総務課長	布 施 幸 一
福 祉 課 長	関 裕 行
保 健 課 長	伊 藤 篤 史
年 金 課 長	福 井 計 成
経 理 課 長	篠 崎 輝 明
主 幹 兼 総 務 係 長	加 藤 麻 美
施設長兼情報管理課長	工 藤 誠
施設管理課長兼施設管理係長	白 井 貴 弘
施設管理課付課長補佐	植 松 一 彦
施設管理課付課長補佐	別 部 光 洋

## 開 会 （時刻13時00分）

事務局長 事務局長の五木田でございます。議員の皆様におかれましては、本日は公務ご多忙のところ、そして、新型コロナウイルスの感染が続いている中、組合会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、ご出席をいただきました市町村長議員6名、委任状を提出されました市町村長議員4名、合計10名でございます。また、職員議員につきましては、9名のご出席をいただき、委任状を提出されました職員議員は1名、合計10名でございます。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によります、定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程に従いまして、第197回組合会を開催させていただきます。開会にあたりまして議長からご挨拶を賜り、その後の進行につきましても、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、こんにちは。組合会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日ここに第197回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない最中、当県におきましてもまん延防止等重点措置が適用されるなど、各自治体において公務に携わる議員の皆様には、大変なご苦労があるものと推察いたしますとともに、この間のご尽力に心から敬意を表する次第でございます。当組合におきましても各種事業に多大な影響が生じているものでございますが、昨年度から続くコロナ禍においても、蓄えることができた事業実施に関する知見を最大限発揮し、組合員の皆様の日々の生活の安定と福祉の向上及び健康の維持増進のため、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

さて、ここで共済制度を取り巻く諸情勢につきまして、若干触れさせていただきます。まず、年金制度におきましては、今後の社会・経済環境の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金法等の一部を改正する法律が昨年公布され、短時間労働者に対する被用者保険の拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等が来年度から実施されることとなりました。

次に、医療保険制度関係でございますが、共済組合を含む医療保険者に健康寿命の延伸、医療費適正化を図るためデータヘルスの推進など、保険者機能の発揮が引き続き求められているところでございます。その中で特定健康診査、特定保健指導や予防、健康づくりの取組みに対し、インセンティブ重視の仕組みが導入されたため、当組合においてもこれらに対応すべく、ICTを活用した特定保健指導を積極的に実施してまいります。また、後期高齢者支援金につきましては、短期財政に大きな影響を及ぼすことから、課題の分析や優先する重点項目を明確にして対応することが重要であるところでございます。このように共済組合を取り巻く情勢は厳しいものがございますが、組合員とその家族のために、共済制度の維持、発展に努めてまいり所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日もご審議いただきます主な案件は、「令和2年度決算の認定について」でございます。令和2年度の決算につきましては、宿泊経理及び保健経理第2において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンセル等が相次いだため、施設収入が減少したのですが、その他の経理については、各事業とも概ね順調に推移したものでございます。このことは組合員の皆様はもとより、議員各位のご理解とご協力の賜物と、深く感謝を申し上げる次第でございます。なお、本日の附議案件につきましては、逐次、事務局から説明がありますので、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議長 それでは、本日の会議に入りますが、会議に入る前に、議員の皆様にご報告申し上げます。前千葉市長の熊谷俊人議員の退職に伴い、去る4月28日に第1選挙区において、市町村長議員の補欠選挙が行われ、千葉市長の神谷俊一議員がご当選されておりますことをご報告申し上げます。本日、神谷議員がご出席をされておりますので、ここでご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。神谷議員さんよろしく願いいたします。

神谷議員 失礼いたします。ご紹介いただきました千葉市長の神谷俊一でございます。先輩の皆様方にご指導いただきながら、責務を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。また、熊谷前議員におかれましては、当組合の理事も務められていたことから、先程、市町村長理事の補欠選挙を執行いたしましたところ、酒々井町長の小坂泰久議員が理事に当選されたことをご報告させていただきます。本日、小坂議員がご出席をされておりますので、ここでご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。小坂理事さんよろしく願いいたします。

小坂議員 酒々井町長の小坂でございます。先程、理事にご指名いただきました。岩田理事長のもと、本組合の発展のために努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日 1 日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議なしと認め、本日の会議を 1 日と決定をいたします。

議長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において指名することで、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側 1 番、渡辺芳邦議員、職員側 1 2 番、青木賀一議員の両名を指名いたします。

議長 議案の提案の前に、報告事項が 2 件ございます。報告第 1 号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、報告第 2 号「令和 2 年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」を一括して事務局から報告を求めます。布施監査室長。

監査室長 はい。

議長 はい。布施室長。

監査室長 監査室長の布施でございます。私からは、報告第 1 号及び報告第 2 号についてご報告させていただきます。

それでは、まず、報告第 1 号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」ご報告をさせていただきます。恐れ入ります。表紙をおめくりいただきまして、1 ページの監査の結果についてをご覧いただきたいと存じます。千葉県知事監査につきましては、千

葉県庁において、当組合の所管課である市町村課により令和2年11月19日、20日及び12月23日の3日間にわたり執行いただき、その結果について、本年1月19日付で通知があったものでございます。文書での指摘事項につきましては、項番1の総則事項についてから4ページでございます物資経理についてまで、9項目でございました。また、監査の指摘事項に対する措置状況でございますが、資料の9ページをご覧くださいと思います。こちらのページから最後の21ページまでの内容で、3月11日付で報告をし、受理をされたものでございます。なお、この資料につきましては、21ページの表の下に記載の注意事項を踏まえて作成をいたしたところでございます。本日はこの監査の指摘事項に対する措置状況の中から、今回新たに指摘を受けた箇所を中心にご報告をさせていただきます。

恐れ入ります。資料の9ページにお戻りいただきたいと存じます。こちらの監査指摘事項に対する措置状況の様式につきましては、平成29年度の報告分から変更されたところでございます。一番左側の指摘年度ですが、平成29年度、平成30年度、令和2年度と記載しておりますが、こちらにつきましては指摘事項の上段が平成29年度の指摘、中段が平成30年度の指摘、下段が令和2年度という見方になります。なお、令和元年度につきましては、総務省の監査となっておりますので、7ページ、8ページに今回の都道府県監査とは別に記載しております。また、一番右側の指摘事項に対する措置状況の具体的内容の欄でございますが、その下に米印で「星印は実施済み」とありますが、措置状況については複数年度にわたっていることから、星印については実施をしている、中黒点部分はこれから措置するというような見方になるものでございます。

それでは、資料の9ページの一番下をご覧くださいと思います。令和2年度、新たな指摘事項は、(1)組合会関係についてでございますが、こちらは「組合会における長側議員の出席率が低い状態が続いている。日程調整を工夫するとともに、さらなる出席率の向上に努めること。」という指摘でございました。これに対しまして隣が対応方針でございますが、「年間の会議日程を年度当初に周知することにより、引き続き出席率の向上に努め、関係機関と情報を共有し、連携による新たな出席率向上の方策を検討してまいります。」としております。したがって、一番右側の措置状況でございますけれども、対策の一番上にあるとおり、「電話による組合会への更なる出席依頼等を行ってまいります。」ということで報告したものでございます。

次に12ページをご覧くださいと思います。一番下の段、(2)見積合わせについてでございます。「見積合わせの際に、見積書をいつも同じ組み合わせの業者から徴していることが多々見受けられる。また、随意契約の理由についても、要件を客観的に満たしているか十分確認し、理由を明確にすること。」という指摘がございました。その隣の対応方針でございますが、「見積参加業者の選定については、適切に対応し、随意契約の理由についても、要件を客観的に満たしているか十分確認し、理由を明確にするよう徹底してまいります。」ということで報告をしたものでございます。

最後に15ページをご覧くださいと思います。4番、保健経理についてでございます。指摘内容でございますが、一番下の段の欄の真ん

中よりやや下に「保健経理から保健経理第3」と始まります記載の部分からでございますが、「保健経理から保健経理第3、宿泊経理への繰り入れを前提とした予算組みについては、各経理が原則独立採算とすべきことを踏まえ、段階的に収支改善を図ったうえで独立採算を達成するよう、運営方法について検討すること。」という指摘がございました。その隣の対応方針でございますが、一番下の行から三行上から始まります記載で「保健経理からの繰り入れについては、各施設での収益改善により縮小できるよう努めてまいります。」と報告をしたところでございます。

今回の主だった新たな指摘事項は以上でございます。報告第1号につきましては、以上でございます。

総務課長 続きます。報告第2号「令和2年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」ご報告を申し上げます。恐れ入りますが、表紙をおめくりいただきまして、預託金の運用状況（退職等年金預託金管理経理）をご覧いただきたいと存じます。こちらは、全国市町村職員共済組合連合会が定めた様式に基づきまして、令和2年度の退職等年金預託金管理経理に係る運用状況をまとめたものでございます。従前の取扱いでは、組合員の貸付事業は、経過的長期預託金管理経理からの借入金を財源とするものとされておりましたが、総務省の定める貸付規則（準則）の改正によりまして、平成30年度から全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、これを財源とするものと変更され、このことにより設置された経理でございます。

まず、左側の表をご覧ください。令和2年度の資産区分、年度末の時価総額、構成割合、修正総合利回りを示した表でございます。金額の単位につきましては、100万円でございます。令和2年度の退職等年金預託金管理経理の資産は、貸付金約71億9,000万円、短期資産約5億3,300万円によって構成されており、合計77億2,400万円の資産を保有しております。貸付金につきましては、当組合の貸付経理及び物資経理への貸付金の合計であり、短期資産につきましては、普通預金となります。退職等年金預託金管理経理から貸付経理及び物資経理へ貸し出す際の利率が1パーセントであるため、貸付金の修正総合利回りが1パーセント、短期資産につきましては、普通預金でございますが、ほぼ利息が付かない状況となっておりますので、表示上修正総合利回りは0.00パーセントとなっているものでございます。

なお、運用状況の公表につきましては、毎年7月の第1営業日に公表することとされており、今年度につきましても、7月1日に当組合のホームページに公表する予定でございます。報告第2号につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」と「令和2年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」の報告がありました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 質疑を終結いたします。以上で、報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、報告第2号「令和2年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」の報告を終結いたします。

議長 これより議案の上程を行います。議案第1号「令和2年度決算の認定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。篠崎経理課長。

経理課長 はい。

議長 はい。課長。

経理課長 経理課長の篠崎でございます。それでは、議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧ください。「令和2年度決算の認定について」、令和2年度決算について、別冊のように認定を求めるものでございます。1枚おめくりいただきますと、令和2年度の決算書となっておりますが、こちらの決算書につきましては、法に定められました様式に基づきまして作成をいたしましたものでございます。本日の説明につきましては、この決算書に基づきまして作成をいたしました「令和2年度決算の概況について」を添付させていただいておりますので、こちらを用いましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページの1、地方公共団体の数、組合員等の数及び標準報酬の月額等でございます。(1)の団体数は令和元年度末と同数の101団体で変更はございませんでした。(2)の組合員等の人数は、組合員と任意継続組合員の合計で5万6,384人となりまして、令和元年度末と比較しますと461人の増加となりました。この内訳でございますが、現職の組合員数は584人の増加となりまして、主に常勤的非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員の組合員資格取得が開始されたことによるものでございます。一方、任意継続組合員は、引き続き短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の影響により、123人の減少となったものでございます。被扶養者の人数は4万4,194人となりまして、前年度末と比較しますと262人の減少となりました。第3号厚生年金被保険者の人数は5万5,534人となりまして、前年度末と比較しますと570人の増加となりました。次に(3)の標準報酬の月額等でございます。こちらの表では、長期と短期の金額を掲げてございますが、掛金の対象となる最高限度額が長期と短期で異なっておりますので、本日は短期の額でご説明させていただきます。①組合員でございますが、標準報酬の月額は組合員の方の総額となりますが、令和2年度末で223億5,713万2,000円となりまして、前年度末と比較しますと2億1,924万2,000円の減少で、減少率は0.97パーセントとなっております。また、平均標準報酬の月額では40万2,157円となりまして、前年度末と比較しますと8,255円の減少でございました。標準期末手当等の額の年度累計額は856億9,625万6,000円となりまして、前年度末と比較しますと8億3,177万1,000円の減少で、減少率は0.96パーセントとなっております。②の任意継続組合員

では、標準報酬の月額が2億9,949万4,000円となりまして、前年度末と比較しますと4,890万円の減少となっております。また、平均標準報酬の月額は38万69円でございます。③の第3号厚生年金被保険者では、標準報酬の月額は219億564万2,000円、平均標準報酬の月額は39万4,455円、標準期末手当等の額の年度累計額は851億3,055万7,000円でございます。

次に、2の短期経理でございます。(1)の財源率につきましては、掛金・負担金率合計で標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する率となります。短期財源率は、令和2年度では前年度据置きの84パーミル、また介護財源率は、前年度より1.96パーミル引上げて16.12パーミルでございます。②の調整負担金は、全国市町村職員共済組合連合会が行っております特別財政調整事業の負担金でございますが、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度より0.1パーミル引下げまして、0.1パーミルでございます。また、同様に連合会の事業であります育児・介護休業手当金に係る共同事業の負担金である公的負担金は、前年度より0.02パーミル引下げまして、0.06パーミルでございます。続きまして、2ページをご覧ください。(2)の一部負担金払戻金等の基礎控除額につきましては、標準報酬の月額が53万円以上では5万円、53万円未満では2万5,000円で、前年度と変更はないものでございます。(3)の収支でございます。収入につきまして、短期の負担金・掛金合計では上から4行目になりますが、295億9,625万6,949円となりまして標準報酬総額の低下に伴い、前年度と比較して約1億4,000万円減少したものでございます。介護の負担金・掛金合計では、収入の上から8行目になりますが36億8,478万4,670円となりまして、介護財源率の引上げに伴い、前年度と比較して約4億円増加したものでございます。また、連合会から交付されました交付金の総額は21億5,266万5,627円、以下合計をいたしまして379億2,409万5,340円となったものでございます。前年度と比較しますと4億2,067万2,619円増加したものでございます。一方、支出につきましては、法定給付を中心とした給付金等の合計が、支出の上から4行目になりますが145億9,681万7,336円、前期高齢者納付金、以下のいわゆる特定保険料の合計は152億7,053万4,043円で、この額は掛金・負担金収入の約51.6パーセントとなっております。連合会払込金及び連合会拠出金の合計が21億6,720万1,295円、介護納付金が37億5,319万1,082円、以下合計をいたしまして379億991万540円となったものでございます。前年度と比較しますと、主に前期高齢者納付金の増加に伴い7億9,602万8,052円増加したものでございます。収支差引きいたしますと1,418万4,800円の当期利益金が生じました。内訳は、短期では8,258万9,349円の当期短期利益金、また、介護では6,840万4,549円の当期介護損失金が生じたところでございます。次に、(4)の剰余金をご覧ください。まず、欠損金補てん積立金は、法定額満額の13億2,535万7,041円を積み立て、法定額が減少した関係で、所要額を超える3,254万8,137円を取り崩して短期積立金へ積み増しをしたものでございます。また、短期積立金は、収支差引きで生じた短期利益

金と、先程の欠損金補てん積立金からの積み増し額を合わせまして1億1,513万7,486円を積み増した結果、翌年度に繰り越す短期積立金は36億3,731万9,119円となったものでございます。次に、介護繰越欠損金は、収支差引きで生じた介護損失金6,840万4,549円と前年度より繰り越ししました介護繰越欠損金を合わせまして、翌年度に繰り越す介護繰越欠損金は7,483万3,454円となったものでございます。

次に、3ページをご覧ください。3の厚生年金保険経理でございます。(1)の財源率の①、組合員保険料・負担金率合計は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度据置きの183パーミルでございました。②の基礎年金拠出金は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度より0.3パーミル引上げの40パーミルでございました。③の追加費用につきましては、標準報酬に対する率で、前年度より0.1パーミル引下げの15.3パーミルでございました。(2)の収支でございますが、収入は、負担金・組合員保険料を合計しまして807億3,103万2,167円となったものでございます。また、支出は連合会へ払込金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、4の退職等年金経理でございます。(1)の財源率、掛金・負担金率合計は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度据置きの15パーミルでございます。(2)の収支でございますが、収入は、負担金・掛金を合計しまして51億3,853万9,203円となったものでございます。また、支出は連合会へ払込金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、5の経過的長期経理でございます。(1)の財源率の①負担金率は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度より0.0065パーミル引下げまして0.1033パーミルでございました。続きまして、4ページをご覧ください。②の追加費用につきましては、標準報酬に対する率となっております。前年度より0.1パーミル引下げまして、1.1パーミルでございました。(2)の収支でございますが、収入は、負担金で3億4,684万7,009円となったものでございます。また、支出は連合会へ払込金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、6の退職等年金預託金管理経理でございます。令和2年度から物資経理の資金の借入先を、貯金経理から退職等年金預託金管理経理へ移管したものでございます。(1)運用状況につきましては、令和2年度末では、長期貸付金としまして、貸付経理への貸付金が53億8,663万9,884円、物資経理への貸付金が18億340万円、その他資産は5億3,349万5,897円となりまして、合計で77億2,353万5,781円を運用いたしたところでございます。(2)の取引金融機関の信用リスクでございますが、預託元の全国市町村職員共済組合連合会におきまして、構成組合の取引金融機関の選定等に関する基準を設けておりまして、その中で「取引先の金融機関の格付けについては、格付機関から取得している長期格付けの過半数が、BBB(トリプルビー)格又はBBB(トリプルビー)格に相当する格付け以上であること」と定められております。これに基づきまして、当組合が取引きをしております千葉

銀行の信用リスクについて、令和2年度末現在の確認を行ったものでございます。格付けは表に掲げてございます格付機関になりますが、R&IでAA（ダブルエー）マイナス、ムーディーズでA1、S&PでAマイナスでございました。この格付け内容は、全て連合会の示す格付けBBB（トリプルビー）格以上となっているものでございます。（3）の収支でございますが、収入は、運用によります利息及び配当金が7,879万5,153円となったものでございます。支出は収入額と同額を支払利息として、連合会に払い込んだものでございます。

次に、7の経過的長期預託金管理経理でございます。こちらは、地方公共団体が行政目的のため発行する債券の私募引受けである縁故地方債の引受けにより運用する経理でございます。4ページから5ページに渡り内容を掲載しておりますが、令和2年度は取引がございませんでしたので、説明を省略させていただきます。

それでは、5ページをご覧ください。次に、8の業務経理でございます。（1）の事務費は、全て組合員1人当たりの年額でございます。①の短期・厚生年金保険及び経過的長期給付分につきまして、アの事務費負担金は構成団体にご負担していただくものでございますが、組合員1人当たり短期分として6,036円、長期分として4,812円の合計で1万848円を事務費としてご負担していただいたところでございます。イの事務費は、組合員1人当たりとしまして、短期部分の公的負担金6,036円、短期経理より繰入は2,025円で、こちらは定款上で定められた額となります。次に、連合会交付金が3,371円、その他が939円、合計で1万2,371円を事務に要する費用とさせていただいたところでございます。なお、令和2年度におきましても、事業計画どおり短期経理からの繰入れは行いませんでしたので、実際の事務費は1万346円となったものでございます。②の退職等年金給付の事務費につきましては、組合員1人当たり497円で、全額連合会交付金として交付されたものでございます。（2）の収支でございますが、収入につきましては、構成団体からの負担金として6億289万2,968円、連合会からの交付金2億1,493万4,874円、短期経理より繰入れは先程申し上げましたように行いませんでしたので、以下合計をしまして8億3,480万1,867円となったものでございます。支出につきましては、職員給与が2億6,399万5,385円、委託費が5,268万865円、連合会分担金が194万8,940円、事務費負担金払込金が2億6,743万3,717円、以下合計をしまして8億8,698万8,870円となったものでございます。収支差引きいたしますと5,218万7,003円の当期損失金が生じたので、（3）の剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額積立金から取り崩しをいたしました結果、翌年度へ繰り越します積立金は12億3,662万2,741円となったものでございます。

次に、9の保健経理でございます。（1）の財源率につきまして、①の掛金・負担金率合計は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして前年度据置き4.4パーミルでございました。②の特定健康診査等に係る負担金は、組合員1人当たり248円をご負担いただいたところでございます。続きまして、6ページをご覧ください。（2）の収支でございますが、収入につきましては、負担金が7億7,980万8,128円、

掛金が7億6,597万2,609円、以下合計をしまして15億5,283万5,255円となったものでございます。支出につきましては、保健事業の中心となっております厚生費が9億1,286万2,115円、下から4行目になりますが、他経理へ繰入の計が5億9,700万円、以下合計をしまして16億9,446万8,683円となったものでございます。なお、他経理への繰入につきましては保健経理第3の3,400万円、宿泊経理の5億6,300万円となりまして、全て事業計画のとおり繰入れを行ったものでございます。収支差引きいたしますと1億4,163万3,428円の当期損失金が生じたので、(3)剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額積立金から取り崩しをいたしました結果、翌年度へ繰り越す積立金は、20億1,671万9,016円となったものでございます。

次に、10の保健経理第2でございます。営業日数は新型コロナウイルス感染防止対策のため、開所日を令和2年4月10日から6月19日に延期し、令和2年11月24日までの間で、155日の営業をいたしたところでございます。宿泊人数は前年度より3,175人減少の4,296人、利用率にして47.79パーセントでございました。(2)の収支状況でございますが、収入につきましては施設収入4,270万4,331円、以下合計をしまして6,043万1,854円となったものでございます。支出につきましては上から3行目の委託費6,951万2,634円を中心にして、以下合計をしまして1億2,972万1,660円となったものでございます。収支差引きいたしますと6,928万9,806円の当期損失金が生じたので、7ページ(3)の剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額欠損金補てん積立金から取り崩しをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は4億566万2,713円となったものでございます。

次に、11の保健経理第3でございます。①の営業日数は新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年4月11日から6月30日まで休業し、284日でございました。②の温浴施設の利用状況は組合員8,338人、一般5,639人となりまして、合計では前年度より1万5,430人減少の1万3,977人のご利用をいただいたところでございます。(2)の収支につきましては、収入では施設収入555万7,708円、保健経理より繰入が3,400万円、以下合計をいたしまして4,369万8,722円となったものでございます。支出では委託費の777万6,000円を中心に、以下合計をいたしまして3,709万8,047円となったものでございます。収支差引きいたしますと660万675円の当期利益金が生じたので、(3)剰余金をご覧ください。生じた利益金は、欠損金補てん積立金に全額積み増しをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は6,387万2,937円となったものでございます。

次に、12の宿泊経理でございます。最初に(1)のオークラ千葉ホテルでございますが、宿泊定員は84室、136人で前年度と変更は無いものでございます。営業日数は365日でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、部門ごとに一部営業を制限又は営業休止させていただいたところでございます。利用状況につきましては、宿泊利用者が1万7,333人、利用率は34.9パーセントでございました。

婚礼は74組で、ご利用者は1,687人でございました。以下、会議、宴会、レストラン等のご利用者を合計いたしますと、前年度より12万3,776人減少の8万4,218人のご利用をいただいたところでございます。続きまして、8ページをご覧ください。②の収支でございますが、収入では施設収入4億166万4,778円、保健経理より繰入が5億円、以下合計をしまして11億871万8,207円となったものでございます。支出では4行目の委託費5億2,641万5,066円を中心として、以下合計をしまして11億6,230万5,361円となったものでございます。収支差引きいたしますと5,358万7,154円の当期損失金が生じたので、③の剰余金をご覧ください。生じた損失金は欠損金補てん積立金を取り崩して補てんをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は18億211万1,528円となったものでございます。(2)の黒潮荘でございます。①イの営業日数は288日で、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年4月14日から6月2日までの期間及び宿泊者のいない日を臨時休業とさせていただいたところでございます。ウの利用状況につきましては、宿泊者数9,237人、以下、宴会、会議を合計しまして、前年度より3,636人減少の9,255人のご利用をいただいたところでございます。また、宿泊利用率は35.2パーセントでございました。②の収支につきましては、収入では施設収入1億1,365万577円、保健経理より繰入6,300万円、以下合計をしまして1億9,285万7,500円となったものでございます。支出では4行目の委託費7,553万6,027円を中心として、以下合計をいたしまして2億4,797万3,997円となったものでございます。収支差引きいたしますと5,511万6,497円の当期損失金が生じたので、9ページ③の剰余金をご覧ください。生じた損失金は欠損金補てん積立金を取り崩して補てんをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は6億793万9,838円となったものでございます。

次に、13の貯金経理でございます。支払利率は前年度より0.2パーセント引下げまして1.9パーセントでございました。貯金者数は前年度より322人増加の4万5,350人となりまして、加入率は80.43パーセントでございました。また、貯金総額は前年度より約120億円増加の3,398億5,127万2,015円となったものでございます。(2)の収支につきましては、収入では、お預かりしました資金を有価証券等で安全有利に運用をいたしました結果、利息及び配当金が65億1,754万8,964円、有価証券売却益が9,347万1,000円となりまして、以下合計をいたしまして67億2,788万5,052円となったものでございます。支出では、貯金の利息としてお支払いしました、上から4行目の支払利息61億3,003万8,040円を中心として、以下合計しますと61億9,915万4,943円となったものでございます。収支差引きいたしますと5億2,873万109円の当期利益金が生じたので、(3)の剰余金をご覧ください。まず、欠損金補てん積立金につきましては、法定額が増加した関係で、収支差引きで生じた利益金を全額充当し、なお不足する金額7,470万130円を積立金から取り崩し補てんした結果、貯金総額の5パーセントである法定額満額の169億9,256万3,601円を積み立てた

ものでございます。積立金につきましては、先程の取り崩し額を差引きまして、翌年度に繰り越す積立金は419億7,696万8,373円となったものでございます。なお、貯金総額に対します剰余金の積立率は、17.35パーセントでございました。また、平均運用利回りは1.72パーセントでございました。

次に、14の貸付経理でございます。(1)の貸付の状況等の①、貸付条件は貸付の準則どおりでございます。②の新規貸付件数は338件、年度末の貸付総件数は5,132件でございました。③の新規の貸付金額は5億4,664万円、貸付金総額は年度末で78億9,421万1,911円となりまして、前年度と比較して約14億円減少したものでございます。④の長期借入金は、年度末で退職等年金預託金管理経理から53億8,663万9,884円を借り入れているものでございます。続きまして、10ページをご覧ください。(2)の収支につきましては、収入では、貸付金に対する組合員貸付金利息としまして1億486万8,538円、以下合計をいたしまして1億576万9,608円となったものでございます。支出では、上から4行目の退職等年金預託金管理経理からの借入金に対します支払利息6,060万9,014円を中心にして、以下合計をいたしまして1億189万3,201円となったものでございます。収支差引きいたしますと387万6,407円の当期利益金が生じたので、(3)の剰余金をご覧ください。生じた利益金は全額欠損金補てん積立金に積み増しをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は25億2,118万6,831円となったものでございます。なお、この欠損金補てん積立金の額は、貸付金総額の31.93パーセントに当たっております。

次に、15の物資経理でございます。(1)の自動車物資等の割賦販売による売掛金は、令和2年度末の残高が20億9,864万38円となりまして、前年度より約800万円増加しております。(2)の新規商品売掛金は5億7,362万円で、販売台数は279台となりまして、前年度より68台増加しております。また(3)の長期借入金は、退職等年金預託金管理経理から18億340万円を借り入れているものでございます。(4)の収支につきましては、収入では商品売上5億6,352万6,772円、商品販売益2,818万8,357円、以下合計をいたしまして6億3,730万7,360円となったものでございます。支出では2行目の商品仕入が商品売上と同額の5億6,352万6,772円、また、退職等年金預託金管理経理への借入金に対する支払利息として1,837万4,022円、以下合計をいたしまして6億4,152万8,203円となったものでございます。収支差引きいたしますと422万843円の当期損失金が生じたので、(5)の剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額欠損金補てん積立金から取り崩しをいたしました結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は1億8,984万747円となったものでございます。なお、この欠損金補てん積立金の額は長期借入金の10.52パーセントに当たるものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。次に、16の財形経理でございます。(1)貸付の状況等の①、貸付条件は記載のとおりでございます。

②の新規貸付はございませんでした。年度末の貸付総件数は4件でございました。③貸付金総額は、年度末で3,893万3,694円となりました。④の長期借入金は、連合会から3,893万3,694円を借り入れているものでございます。(2)の収支につきましては、収入では財形貸付金利息としまして23万4,230円、支出では借入金に対する支払利息として、収入の財形貸付金利息と同額を連合会へ払い込んだものでございます。収支差引きしますと0円となりましたので、(3)の剰余金をご覧ください。積立金は前年度から繰り越した7,207円を全額、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第1号の説明がなされたところでございますが、質疑をいただく前に、監査の結果について監事より報告を求めます。佐藤学識経験監事。

学識経験監事 　　はい。

議長 　　はい。監事。

学識経験監事 　　それではお手元の監査報告書をご覧くださいと思います。報告書を読み上げまして監査報告に代えさせていただきます。監査報告書。1、監査年月日。令和3年6月10日。2、監査の対象となった期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。3、監査事項。組合の業務及び財産の状況について。4、監査の結果の概況及び意見。組合の業務は法令の定めるところにより適正に執行され、会計経理についても正確に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。なお、意見として、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、宿泊経理における施設収入の増加並びに組合員の福祉の向上に向けて、アフターコロナを見据えてなお一層の努力を求めるものです。財形経理については、今後の利用者の動向を踏まえて制度のあり方を検討してください。5、出納職員に対して直接注意した事項。なし。6、その他必要な事項。なし。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。令和3年6月14日。監事、相川勝重。監事、関口正樹。監事、佐藤晴邦。以上でございます。

議長 　　以上で、監査報告を終了し、これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 　　はい。

議長 　　はい。須藤議員。

須藤議員 　　8番の市原市の須藤です。通告書に基づき発言をします。始めに、保健経理についてであります。決算書報告の22ページに特定健康診査受診

券による受診件数が2,352件、積極的支援560件、動機付け支援497件とあります。これは受診を受けた数だと思いますが、実際に配付した受診券はどのくらいあったのか教えていただきたい。また、特定保健指導の実施率を教えていただきたい。続いて、報告21ページ、支出の厚生費ですが、昨年と比べて7,000万円程マイナスになっています。保健関係は事業計画より増えているのに、コロナ禍の影響もあると思いますが、このマイナスの要因の内訳を教えてください。

次に、短期経理についてです。決算書報告の5ページ、負担金・掛金の納入状況で短期の収入済額が146億7,500万円とあります。決算額の短期負担金と公的負担金、調整負担金を加えたものとわかりますが、短期の42ページの損益計算書では調整負担金がかかっておりません。その理由を教えてください。また、雑収入として約3,100万円の主な内訳を教えてください。

次に、物資経理についてです。決算書報告の38ページ、雑収入378万円の主な内訳を教えてください。

最後に、貯金経理についてです。決算書報告の33ページ、償還差益が約1億1,600万円ありますが、これは満期を迎えた債券で得られる利益だと思いますが、満期を迎えた債券はいくつあり、その金額はいくらなのか教えてください。以上です。

福祉課長 はい。

議長 はい。課長。

福祉課長 福祉課長の関でございます。よろしくお願いたします。私からは保健経理と物資経理につきまして、お答え申し上げます。

まず、保健経理でございます。特定健康診査の受診券は、9,484枚を配付しております。次に、特定保健指導の各所属所への依頼件数は、積極的支援で1,060件、動機付け支援で795件の合計で1,855件でございます。なお、特定保健指導の実施状況につきましては、例年、当該年度の翌年度の10月頃に集計を行って、国へ報告をしております。令和2年度の実施状況につきましても、本年10月頃に集計を行う予定でございます。また、実施率等の集計結果につきましては、例年、共済だよりの1月号でお知らせをしております。本年度も1月号でお知らせをする予定でございます。続きまして、厚生費の昨年度比、約7,000万円のマイナス要因の内訳でございます。まず、決算書報告の22ページを改めてご覧ください。表の一番左側の区分で「保健事業」の部分が、厚生費の細目になります。この表では、昨年度比のマイナス要因の内訳までは記載をしておりますので、これから内訳を割合で申し上げます。まず、表中段の「保養関係」でマイナスの55パーセントを占めております。また、その下の「体育関係」で17パーセント、さらに下の「その他」の中の「保養所・会館・保健センター会議室借上」で10パーセントを占めており、ここまでの、マイナスの82パーセントを占めることとなります。コロナ禍による外出等の自粛要請を受けました保養の自粛や地区競技大会の中止などが影響をしているものでございます。他方、保健関係の「短期人間ドック」と「脳ドック」を合わせまして、マイナスの9パ

ーセント、「特定健康診査補助事業費」は、マイナスの5パーセントを占めておりますが、心配されました大きな受診控えは無かったものと考えております。保健経理につきましては、以上でございます。

次に、物資経理でございます。雑収入378万円の内訳でございますが、自動車の売り上げ1台につき、販売店からいただく販売手数料1万円の合計279万円と、販売店の契約更新料の合計99万円でございます。以上でございます。

保健課長 はい。

議長 はい。課長。

保健課長 保健課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。短期経理につきましてご回答申し上げます。まず決算報告書につきましては、全国市町村職員共済組合連合会により様式が定められておりまして、これに則り作成を行っているものでございます。また、短期経理・損益計算書につきましては、地方公務員等共済組合法施行規程において様式が定められておりまして、この中では短期負担金、公的負担金は合計額表示となっており、調整負担金は別記にされているものでございます。これは短期負担金、公的負担金につきましては、短期給付事業の財源となる負担金であるため、損益計算書上は事業収益として計上されます。一方、調整負担金につきましては、全国の市町村共済組合間の短期財政を調整するための財源である連合会拠出金のうち、特別財政調整拠出金を支出するための負担金であることから、損益計算書上は補助金等収入として計上されるため、別記されているものでございます。次に、短期経理の雑収入の内訳につきましては、主に退職者給付拠出金の精算に係る還付金となっております。前々年度・平成30年度の概算拠出額が多かったため、令和2年度に約3,174万円の還付金が生じたものでございます。なお、還付金の受入れにあたりましては、全国市町村職員共済組合連合会から雑収入に計上するよう通知があり、それに基づき経理処理を行ったものでございます。以上でございます。

総務課長 はい。

議長 はい。課長。

総務課長 総務課長の布施でございます。貯金経理に関するご質問についてお答えいたします。令和2年度に満期償還を迎えた債券でございますが、13銘柄で、額面で270億7,000万円になります。償還差益につきましては、新規発行以外の債券を簿価が100円未満で購入したときしか生じないものでございまして、組合員の皆様の大切な資産であります共済貯金を安全な銘柄の債券であることを大前提に当組合において慎重かつ有利に運用した結果、生じた収益でございます。以上でございます。

須藤議員 はい。ありがとうございました。

議 長 他にございませんか。

[ 「なし」の声あり ]

議 長 それでは、他にないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第1号「令和2年度決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号「令和2年度決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。関福祉課長。

福祉課長 はい。

議 長 はい。課長。

福祉課長 議案第2号をご覧ください。議案第2号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則等の一部を改正する規則の制定について」を上程させていただきます。1枚おめくりいただきまして、規則を制定する要綱書をもってご説明をさせていただきます。第1、制定の目的でございます。地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令等により、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則施行細則、千葉縣市町村職員共済組合物資供給規則、千葉縣市町村職員共済組合貯金規則施行細則、千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査補助規則、千葉縣市町村職員共済組合人間ドック利用規則、千葉縣市町村職員共済組合補装具等支給規則、千葉縣市町村職員共済組合助成金交付規則及び千葉縣市町村職員共済組合財形住宅貸付規則について、所要の整備を行うことを目的とするものでございます。第2、制定する事項でございます。地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令等により、各種手続き等の際に求める押印について不要とされた取扱いに倣い、福祉事業に係る規則及び細則のうち、当該押印を求める福祉事業の様式においても、所要の整備を行うこととするものでございます。第3、施行期日等でございます。1、この規則は、公告の日から施行するものでございます。2、この規則の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）については、この規則による改正後の様式によるものとみなすものでございます。3、この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができるものでございます。以上でございます。

議 長 ただいま議案第2号の説明がなされました。これより質疑をお受けし

たいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[ 「なし」の声あり ]

議 長 以上で質疑を終結いたします。  
これより採決をいたします。議案第2号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則等の一部を改正する規則の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第3号「貸付債権保全事業に係る債権放棄について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施事務局長。

事務局次長 はい。

議 長 はい。次長。

事務局次長 事務局次長の布施でございます。議案第3号「貸付債権保全事業に係る債権放棄について」を上程させていただきます。

議案の内容に入る前に、当該案件の概要につきまして、口頭にてご説明させていただきます。当組合の福祉事業において実施しております貸付事業におきまして、回収不能な債権が発生したことに伴う処理につきまして、お諮りさせていただくものでございます。まず、通常は貸付事故、貸付けを受けた組合員が、いわゆる自己破産や民事再生などに該当いたしますと、保険金が支払われまして補填されますが、特殊なケースの場合、保険金が支払われず、貸付金を回収することが不可能となるため、貸倒損失として損失計上する必要があるものでございます。しかしながら、共済組合法では債権の放棄等の制限が規定されておりまして、主務大臣つまり総務大臣の承認を受けたときは、放棄できるとされております。また、市町村職員共済組合がこれを行うときは、読み替え規定によりまして、主務大臣を都道府県知事とすることとされております。つまり、千葉県知事に対しまして、貸付債権の放棄申請を行うこととするものでございます。よって、本日の第197回において貸付債権の放棄申請を行うことのご承認を賜りたく、ご説明させていただくものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案第3号をご覧ください。議案書をおめくりいただきまして、1ページの項番1、放棄する貸付債権の額でございますが、総額1,603万3,422円であります。件数にして4件でございます。次に、2、放棄する貸付債権の内訳でございます。ここから、放棄する債権、4件の債務者を各A、B、C、Dとしてその内訳をそれぞれご説明させていただきます。まず、債務者Aでございます。債権放棄の申請額でございますが、30万4,080円でございます。貸付年月日に

つきましては、平成15年4月28日でございました。貸付の種別でございます。修学貸付でございまして、当初貸付額84万円でございます。免責年月日につきましては、平成17年4月28日でございました。債権放棄の申請理由でございますが、当該債務者の債務整理にあたった弁護士による給与控除中断の申入れによりまして、当該債務者の再生手続きの廃止決定から、その後の自己破産申立、免責許可決定を受けるまでの期間の給与控除手続きを中断しております。このことが、全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則第5条の3第1項第3号に規定する「給与等からの貸付金の償還が適切に行われなかった貸付」に該当すると判断されたため、保全交付金、いわゆる保険金対象外となったものでございます。また、当該債務者に対しまして、任意弁済を依頼し回収を試みましたが、自己破産したことを理由に拒否されたため、回収の見込みがないものでございます。なお、保険金の支払先でございます連合会の前記判断理由といたしまして、金融庁事務ガイドラインにおける取立て行為の制限の中で、債務整理に関する制限を弁護士に委任した旨の通知、又は、調停、破産その他裁判手続きをとったことの通知を受けた後に正当な理由なく支払請求することを制限しているものでございますが、共済制度における貸付事業は、貸金業の規制等に関する法律第2条第1項第2号に基づく貸金業にあたらないため、当該ガイドラインの適用範囲には含まれず、本件は、地方公務員等共済組合法第115条第2項、掛金等の給与からの控除等が義務規定であるという見解が示されたものでございます。再発防止策でございます。通常処理の範囲を超える案件は、必ず上司に相談することに加え、本件事例を「共済制度における特有の取扱い」として事務処理手順書に明示し、担当職員への教育の徹底を図っているものでございます。併せて、複数担当者における相互チェックを行う体制の強化も図っております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。債務者Bでございます。債権放棄の申請額でございますが、1,572万9,339円でございます。貸付年月日につきましては、平成21年6月26日でございました。貸付の種別につきましては、住宅貸付でございまして、当初貸付額は1,710万円でございます。当該者の免責年月日でございますが、平成25年5月9日でございました。債権放棄の申請理由でございますが、住宅貸付申込後の抵当権設定がなされないまま懲戒免職となりました。このことが、連合会貸付債権共同保全事業に規定する貸付規則又は貸付規程に基づかない貸付けに該当すると判断されたため、保全金交付対象外となったものでございます。また、当該債務者の年金から弁済金を控除し回収に努めておりましたが、自己破産によりまして免責となっております。その後、当該債務者に対し任意弁済を依頼し回収を試みましたが拒否されたため、回収の見込みがないものでございます。なお、連合会貸付債権共同保全事業におきましては、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に決定した住宅貸付についてのみ抵当権設定が義務付けられていたものでございます。再発防止策につきましては、債務者Aと同様に努めてまいります。

続きまして、債務者Cでございます。債権放棄の申請額につきましては、1円でございます。貸付年月日は、平成19年12月27日でございました。貸付種別は住宅貸付でございまして、当初貸付額は230万円

でございます。債権放棄の申請理由でございますが、債務者Cの死亡によりまして、未償還貸付金を退職手当金から控除するため、相続人2名へ弁済の同意を求めたところ、同意を得られたことにより法定相続分を各々退職手当金から控除し弁済しました。相続人が複数存在したことによる個々の端数処理につきましては、地方公務員等共済組合法第114条の26に基づき、国等の債権債務等の端数計算に関する法律を準用することとなっております。このことから、保全金交付対象外となる少額で取立てに要する費用に満たない貸付債権になったものでございます。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。債務者Dでございます。債権放棄の申請額でございますが、2円でございます。貸付年月日につきましては、平成11年11月28日でございます。貸付の種別につきましては住宅貸付でございます、当初貸付額700万円でございます。債権放棄の申請理由でございますが、債務者Dが死亡いたしました。退職手当金が支給されませんでした。しかし、当該債務者の共済貯金から未償還貸付金を相殺することが可能であったため、相続人3名の法定相続分の共済貯金を各々相殺し、弁済したものでございます。相続人が複数存在したことによる個々の端数処理は、地方公務員等共済組合法第114条の26に基づき、国等の債権債務等の端数計算に関する法律を準用することとなっております。このことから、保全金交付対象外となる少額で取立てに要する費用に満たない貸付債権になったものでございます。以上、債務者AからDの詳細についてご説明申し上げましたが、債務者A及びBのケースにつきましては、今後発生することがないように、厳に再発防止策の徹底に努めてまいります。しかしながら、債務者C及びDのケースにつきましては、今後も発生する可能性がありますので、発生した場合には都度、共済組合の基幹会議にお諮りさせていただくものでございます。

続きまして、4の損失計上でございます。千葉県知事に本件申請が承認されたのちに、令和3年度変更事業計画及び予算において、貸付経理の貸倒損失として損失計上を行うものでございます。このことによりまして、当期損失金が生じた場合は、欠損金補てん積立金を取り崩し補てんするものでございます。なお、本議案の4ページ以降に、各債務者の「債権の放棄申請の詳細」を掲載しておりますことを申し添えさせていただきます。議案第3号に係ります説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま議案第3号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[ 「なし」の声あり ]

議長 以上で質疑を終結いたします。  
これより採決をいたします。議案第3号「貸付債権保全事業に係る債権放棄について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号「貸付債権保全事業に係る債権放棄について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 以上、附議をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。以上をもちまして、第197回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時22分）

令和3年6月23日調製

議 長            岩   田   利   雄

署名議員        渡   辺   芳   邦

署名議員        青   木   賀   一